

## 第2章 緊急事態発生時の危機管理

### 1 対処要領

#### (1) アナフィラキシー発症時の救急救命体制

初 動 対 応	初 即	<p>異変に気付く（発見者）          大声で応援を呼ぶ。          （近くの児童生徒等に他の教職員を呼ぶように伝える。）          状態を確認する。          皮膚・粘膜症状：じんましん、かゆみ、目の充血          呼吸器症状：せき、ゼーゼー・ヒューヒュー、呼吸困難          消化器症状：吐き気、嘔吐、腹痛          アナフィラキシーショック：血圧低下、頻脈、意識障害・消失</p>
	時	<p>救急対応（発見者及び応援にかけつけた養護教諭などの教職員）          周囲の安全確認          反応の有無の確認      意識状態、呼吸、心拍等の把握</p>
		<p>反応がない</p>
		<p>反応がある（意識レベルが低い）</p>
対 対	<p>「エピペン<sup>®</sup>R」の注射          （可能な場合）<a href="#">資料P25</a>          119番通報          AEDの準備、実施</p>	
	<p>一次救命処置</p>	
	<p>応急処置</p>	
応 応	<p>気道確保          自発呼吸がない場合          胸骨圧迫          人工呼吸          AED装置      等</p>	
	<p>救急車要請の目安          アナフィラキシーの兆候が見られる場合          食物アレルギーで呼吸器症状の疑いがある場合          生活管理指導表で指示がある場合          「エピペン<sup>®</sup>R」を使用した場合          主治医・学校医または保護者から要請がある場合    など          判断に迷った場合は要請する。</p>	
	<p>救急隊へバトンタッチ：（「エピペン<sup>®</sup>R」を使用した場合は、その旨伝える。）</p>	
初 期 対 応	24 時 間 以 内	<p>事後の対応や措置</p> <p>情報の収集・整理・提供    保護者等への説明    心のケア          再発防止対策実施    報告書の作成・提出    災害共済給付請求    など</p>

## 救急救命の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	協力要請 資料P.22	発見者 ⇨ 近くの教職員 ⇨ 職員室 ⇨ 校内放送等 ⇨ 養護教諭を含む教職員 ⇨ 役割分担で対応
2	一次救命処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭在校時は養護教諭を中心に状況確認・判断しながら対応する。</li> <li>・養護教諭不在時は、担任等を中心に状況確認・判断しながら対応する。</li> <li>・緊急時対応フローチャートをもとに対応する。 アナフィラキシーの原因別の対応 資料P.20 アナフィラキシーの重症度別の対応 資料P.21</li> </ul>
3	「エピペン <sub>R</sub> 」の使用 資料P.23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「エピペン<sub>R</sub>」を注射するのは、基本的に児童生徒等本人である。しかし、本人が注射できない状況にあるときには、教職員が本人に代わって注射する必要がある。</li> <li>・「エピペン<sub>R</sub>」は医療機関外での一時的な緊急補助治療薬であり、万一「エピペン<sub>R</sub>」が必要な状態になり使用する場合は、同時に救急車を要請することが必要である。</li> </ul>

### 救急車要請（119番通報）のポイント（例）

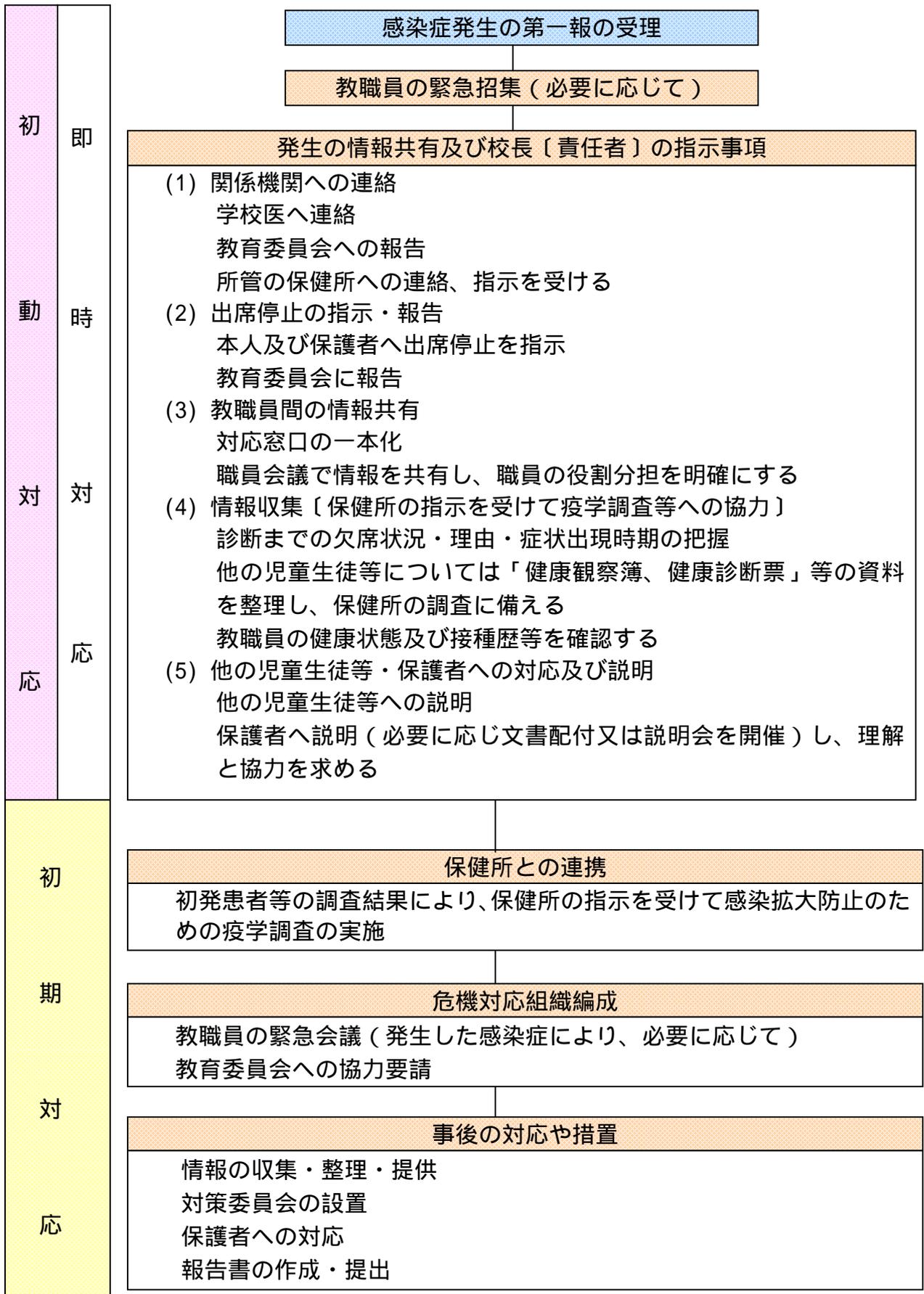
「救急です」、「食物アレルギーによるアナフィラキシー患者の搬送依頼です」

患者の名前は : ( ) です。( 歳 ) です。  
 学校名は : ( 学校 ) です。  
 学校の電話番号は : ( ) です。  
 学校の所在地は : ( ) です。  
 患者は : ( ) を摂取し、アレルギー症状が出ています。

**患者は、「エピペン<sub>R</sub>」を処方 されています されていません**

・「エピペン <sub>R</sub> 」を	注射した	注射していません
・意識は	あります	ありません
・じんま疹は	全身に出ています	体の一部に出ています
・嘔吐や下痢は	あります	ありません

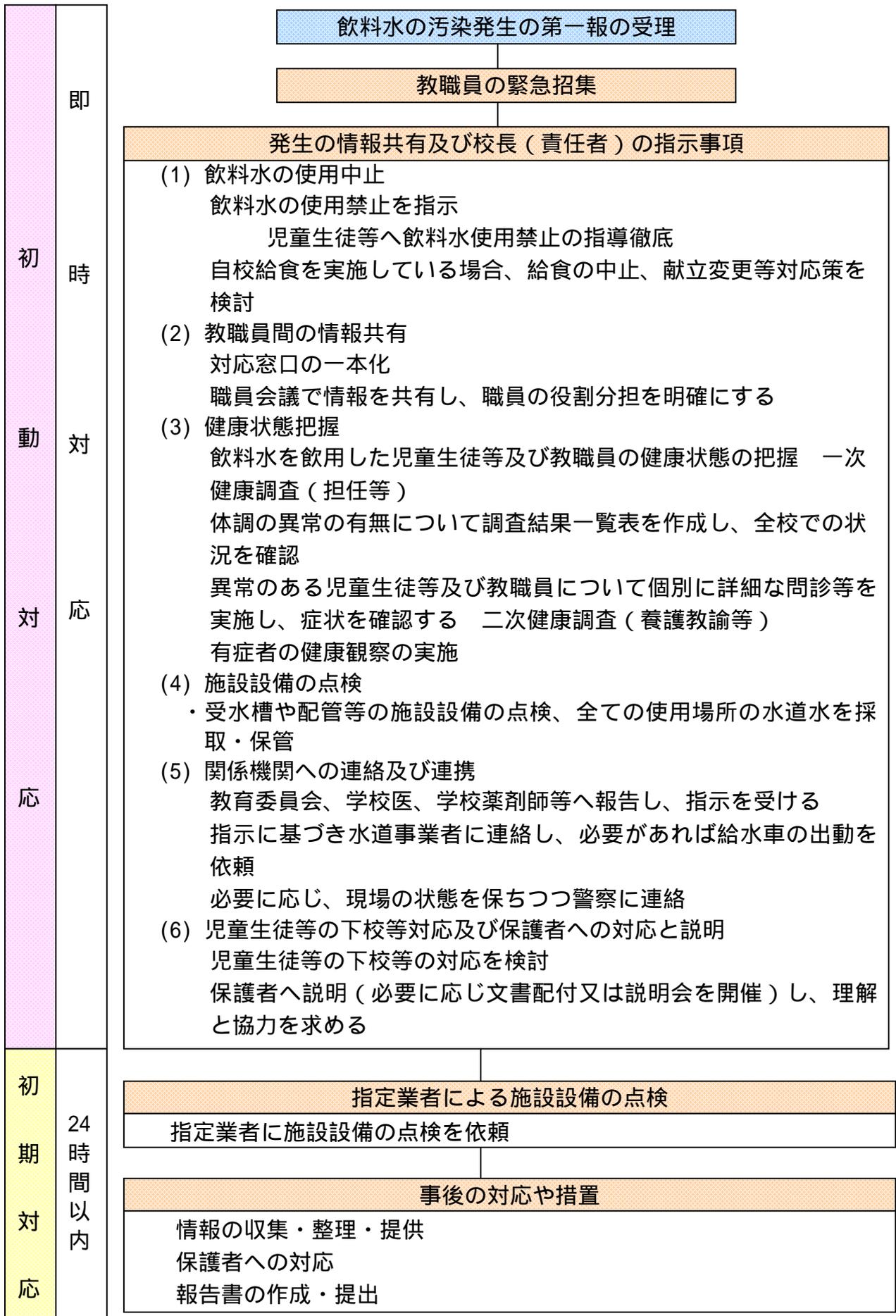
( 2 ) 感染症発生時



## 感染症発生時の対応の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	状況把握と その対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校医、教育委員会、保健所等に連絡し、罹患児童生徒等のプライバシーに十分配慮して今後の措置（二次感染予防）に万全を期する。</li> <li>・二次感染の拡大を防ぐため、健康観察や教職員間の情報交換により児童生徒等及び教職員の健康状況を把握する。</li> <li>・罹患児童生徒等の行動状況、学校活動等の調査を行う。</li> <li>・過去の健康診断結果の情報を把握する。</li> </ul>
2	処置、報告等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校医・保健所の指導を得て、翌日以降の学校運営上の措置、健康診断、出席停止等事後措置の計画を立てる。</li> <li>・教育委員会、保健所へ第一報を電話で報告する。</li> <li>・保健所、教育委員会が行う検査や調査（リストの作成等）に協力する。</li> <li>・情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、児童生徒等の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等）を図る。</li> <li>・教育委員会や保健所、報道機関には窓口を一本化し、管理職が責任をもって対応できる体制をとる。</li> <li>・感染の拡大規模や感染症の種類によっては、山形県健康福祉部から報道機関への情報提供をする場合がある。学校は、保健所及び教育委員会と連携をとりながら情報提供に協力する。</li> </ul>
3	児童生徒等、 保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて罹患児童生徒等と接触した保護者等を対象に学校医、保健所の関係者等が同席する説明会を開催する。</li> <li>・保健所による疫学調査実施の際は協力を要請する。</li> <li>・保護者からの相談（保健所の照会）への対応をする。</li> <li>・必要に応じて、児童生徒等への説明を実施する。</li> <li>・個人情報に配慮し、個人のプライバシーが損なわれないようにする。</li> </ul>

( 3 ) 飲料水の汚染発生時



### 飲料水の汚染発生時の対応の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員は、直ちに飲料水の異常を管理職に報告する。</li> <li>・管理職は、直ちに飲料水の使用を中止し、そのことを全校に徹底させるよう指示する。</li> <li>・自校給食がある場合は、給食の中止あるいは献立変更について、対応策を検討する。</li> </ul>
2	健康状態について状況把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水を飲用した児童生徒等及び教職員について、体調の異常を訴える者の有無とその症状や程度を調べる。</li> <li>・調査結果一覧表を作成する。</li> <li>・児童生徒等や教職員が異常を訴えた場合は、養護教諭による個別の問診や調査を行い、必要により学校医の診察を受けさせ、その判断・指導に従う。</li> </ul>
3	関係機関への連絡及び連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況を教育委員会、水道事業者、学校医、学校薬剤師へ連絡し、今後の対応についての助言を得る。</li> <li>・指定業者に施設設備の点検を依頼する。</li> <li>・学校薬剤師に検査を依頼する。</li> <li>・必要があれば飲料水を確保するため、水道事業者へ給水車の出動等を依頼する。</li> </ul>
4	施設設備の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受水槽や配管等の施設設備の点検を行う。</li> <li>・全ての使用場所の水道水を採取する。採取した場所と時間を明記して保管する。</li> </ul>
5	児童生徒等、保護者への連絡等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に対し、水質に異常が発生したこと及び学校の対策について文書で知らせ、理解と協力を求める。</li> <li>・緊急対応策として、授業等を中止し、児童生徒等を下校させる措置を取ることも考えられる。</li> </ul>